

平成26年度能美市予算書

一般会計

特別会計

国民健康保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

介護保険特別会計

温泉事業特別会計

農業集落排水事業特別会計

企業会計

水道事業会計

工業用水道事業会計

公共下水道事業会計

国民健康保険能美市立病院事業会計

議案第15号

平成26年度能美市一般会計予算

平成26年度能美市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,960,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年2月28日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

(能美市一般会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		7,882,000
	1 市民税	2,979,800
	2 固定資産税	3,911,900
	3 軽自動車税	95,600
	4 市たばこ税	300,000
	5 入湯税	8,200
	6 都市計画税	586,500
2 地方譲与税		173,000
	1 地方揮発油譲与税	56,000
2 自動車重量譲与税		117,000
3 利子割交付金		16,000
	1 利子割交付金	16,000
4 配当割交付金		11,000
	1 配当割交付金	11,000
5 株式等譲渡所得割交付金		3,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	3,000
6 地方消費税交付金		500,000

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 地方消費税交付金	500,000
7 ゴルフ場利用税交付金		32,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	32,000
8 自動車取得税交付金		40,000
	1 自動車取得税交付金	40,000
9 地方特例交付金		35,000
	1 地方特例交付金	35,000
10 地方交付税		4,650,000
	1 地方交付税	4,650,000
11 交通安全対策特別交付金		5,500
	1 交通安全対策特別交付金	5,500
12 分担金及び負担金		605,728
	1 分 担 金	5,970
	2 負 担 金	599,758
13 使用料及び手数料		237,369
	1 使 用 料	216,746
	2 手 数 料	20,623

(単位：千円)

款	項	金 額
14 国庫支出金		3, 1 8 8, 6 4 4
	1 国庫負担金	1, 2 7 1, 7 3 8
	2 国庫補助金	1, 9 0 8, 5 8 6
	3 国庫委託金	8, 3 2 0
15 県支出金		8 8 5, 7 1 1
	1 県負担金	5 3 1, 0 0 6
	2 県補助金	2 4 9, 4 6 5
	3 県委託金	1 0 5, 2 4 0
16 財産収入		7 4, 7 7 7
	1 財産運用収入	2 2, 7 7 7
	2 財産売払収入	5 2, 0 0 0
17 寄附金		1 1, 3 6 7
	1 寄附金	1 1, 3 6 7
18 繰入金		9 5 8, 1 3 8
	1 基金繰入金	9 5 8, 1 3 8
19 繰越金		5 0, 0 0 0
	1 繰越金	5 0, 0 0 0

(単位：千円)

款	項	金 額
20 諸 収 入		3 0 2, 7 6 6
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 預金利子	3 0 0
	3 貸付金元利収入	8 6, 4 6 5
	4 受託事業収入	3, 2 7 1
	5 雑 入	2 1 2, 7 2 8
21 市 債		4, 2 9 8, 0 0 0
	1 市 債	4, 2 9 8, 0 0 0
歳 入	合 計	2 3, 9 6 0, 0 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		227,461
	1 議会費	227,461
2 総務費		1,817,768
	1 総務管理費	1,435,408
	2 徴税費	280,755
	3 戸籍住民基本台帳費	64,345
	4 選挙費	13,194
	5 統計調査費	6,451
	6 監査委員費	17,615
3 民生費		10,434,398
	1 社会福祉費	4,074,244
	2 児童福祉費	6,184,244
	3 生活保護費	175,870
	4 災害救助費	40
4 衛生費		1,471,406
	1 保健衛生費	771,290
	2 環境衛生費	174,696

(単位：千円)

款	項	金額
	3 清掃費	525,420
5 労働費		13,719
	1 労働諸費	13,719
6 農林水産業費		290,513
	1 農業費	266,668
	2 林業費	23,808
	3 水産業費	37
7 商工費		565,621
	1 商工費	565,621
8 土木費		2,706,686
	1 土木管理費	118,168
	2 道路橋りょう費	1,130,945
	3 河川費	21,330
	4 都市計画費	1,393,880
	5 住宅費	42,363
9 消防費		675,696
	1 消防費	675,696

(単位：千円)

款	項	金 額
10 教育費		2,247,171
	1 教育総務費	276,917
	2 小学校費	631,899
	3 中学校費	144,333
	4 社会教育費	592,789
	5 保健体育費	601,233
11 災害復旧費		250
	1 災害復旧費	250
12 公債費		3,389,402
	1 公債費	3,389,402
13 諸支出金		99,909
	1 基金費	99,909
	△ 公社費	0
14 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出	合 計	23,960,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
能美市土地開発公社に対する債務保証	平成 2 6 年度	金融機関が能美市土地開発公社に事業資金440,000千円を貸し付けたことに係る債務保証については、支払い完了までの期間に対し年利5%以内の割合で算定される利子相当額を加算した額を限度とする。
防災センター建設事業	平成 2 7 年度から 平成 2 8 年度まで	1,936,000千円

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
地域活性化事業債	4,600	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内（た だし、利率見直し 方式で借り入れる 場合は、当該見直 し後の利率）	政府資金については、その 融資条件により、銀行その 他の場合には、その債権者 と協定するものとする。た だし、市財政の都合により 据置期間及び償還期間を短 縮し、もしくは繰上償還又 は低利債に借換することが できる。
根上窓口センター整備事業債	45,600			
辰口福祉会館施設整備事業債	765,600			
大成保育園建設事業債	273,700			
寺井保育園建設事業債	462,900			
ふれあいプラザ建設事業債	407,100			
根上中央児童館建設事業債	555,600			
農業用水再編対策事業負担金	800			
基幹水利施設予防保全対策事業負担金	8,500			
道路舗装改修事業債	40,500			
市道改良事業債	32,400			
橋りょう補修事業債	2,400			
消雪管更新事業債	26,600			
吉原釜屋跨線橋耐震補強事業債	40,500			
地方道路等整備事業債	25,500			
除雪機械更新事業債	4,700			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営道路事業負担金	7,600	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内（た だし、利率見直し 方式で借り入れる 場合は、当該見直 し後の利率）	政府資金については、その 融資条件により、銀行その 他の場合には、その債権者 と協定するものとする。た だし、市財政の都合により 据置期間及び償還期間を短 縮し、もしくは繰上償還又 は低利債に借換することが できる。
（仮称）能美根上インターチェンジ整備事業債	114,400			
宮竹11号線整備事業債	10,600			
浜町道林線外整備事業債	8,500			
来丸9号線整備事業債	11,100			
高堂寺井線整備事業債	42,700			
火釜13号線整備事業債	5,700			
JR寺井駅周辺整備事業債	148,200			
寺井地区都市再生整備事業債	82,000			
都市防災総合推進事業債	17,000			
防災センター建設事業債	25,400			
寺井小学校大規模改造事業債	133,700			
辰口中央小学校防音事業債	74,900			
和気小学校空調施設整備事業債	19,200			
辰口中学校講堂建設事業債	19,000			
緊急防災・減災事業債	31,000			
臨時財政対策債	850,000			
計	4,298,000			

議案第16号

平成26年度能美市国民健康保険特別会計予算

平成26年度能美市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,870,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年2月28日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

(能美市国民健康保険特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1, 109, 100
	1 国民健康保険税	1, 109, 100
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		1, 024, 127
	1 国庫負担金	767, 446
	2 国庫補助金	256, 681
4 療養給付費等交付金		195, 010
	1 療養給付費等交付金	195, 010
5 前期高齢者交付金		1, 483, 299
	1 前期高齢者交付金	1, 483, 299
6 県支出金		229, 436
	1 県負担金	33, 436
	2 県補助金	196, 000
7 共同事業交付金		487, 500
	1 共同事業交付金	487, 500
8 財産収入		691

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 財産運用収入	691
9 寄附金		10
	1 寄附金	10
10 繰入金		340,262
	1 一般会計繰入金	285,262
	2 基金繰入金	55,000
11 繰越金		10
	1 繰越金	10
12 諸収入		545
	1 延滞金加算金及び過料	50
	2 預金利子	10
	3 雑入	485
歳 入	合 計	4,870,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		72,230
	1 総務管理費	58,283
	2 徴税費	13,706
	3 運営協議会費	241
2 保険給付費		3,333,980
	1 療養諸費	2,950,220
	2 高額療養費	359,100
	3 移送費	60
	4 出産育児諸費	21,000
	5 葬祭諸費	3,600
3 後期高齢者支援金等		585,592
	1 後期高齢者支援金等	585,592
4 前期高齢者納付金等		428
	1 前期高齢者納付金等	428
5 老人保健拠出金		30
	1 老人保健拠出金	30
6 介護納付金		229,800

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 介護納付金	229,800
7 共同事業拠出金		539,438
	1 共同事業拠出金	539,438
8 疾病予防費		49,066
	1 特定健康診査等事業費	32,478
	2 疾病予防費	16,588
9 基金積立金		691
	1 基金積立金	691
10 公債費		500
	1 公債費	500
11 諸支出金		57,245
	1 償還金及び還付加算金	4,620
	2 繰出金	52,625
12 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	4,870,000

議案第17号

平成26年度能美市後期高齢者医療特別会計予算

平成26年度能美市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ460,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 後期高齢者医療広域連合納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年2月28日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

(能美市後期高齢者医療特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		338,918
	1 後期高齢者医療保険料	338,918
2 使用料及び手数料		20
	1 手数料	20
3 寄附金		10
	1 寄附金	10
4 繰入金		120,782
	1 一般会計繰入金	120,782
5 繰越金		10
	1 繰越金	10
6 諸収入		260
	1 延滞金及び過料	20
	2 償還金及び還付加算金	210
	3 雑入	30
歳入	合計	460,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		10,159
	1 総務管理費	686
	2 徴収費	9,473
2 後期高齢者医療広域連合納付金		449,571
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	449,571
3 諸支出金		220
	1 償還金及び還付加算金	210
	2 繰出金	10
4 予備費		50
	1 予備費	50
歳出	合計	460,000

議案第18号

平成26年度能美市介護保険特別会計予算

平成26年度能美市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、保険事業勘定歳入歳出それぞれ3,880,300千円、サービス事業勘定歳入歳出それぞれ13,100千円と定める。
- 2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
- 3 サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

- 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定300,000千円、サービス事業勘定5,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 保険事業勘定の保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年2月28日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

(能美市介護保険特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		800,160
	1 介護保険料	800,160
2 使用料及び手数料		10
	1 手 数 料	10
3 国庫支出金		794,838
	1 国庫負担金	650,204
	2 国庫補助金	144,634
4 支払基金交付金		1,075,629
	1 支払基金交付金	1,075,629
5 県支出金		553,890
	1 県負担金	539,316
	2 県補助金	14,574
6 財産収入		10
	1 財産運用収入	10
7 寄 附 金		10
	1 寄 附 金	10
8 繰 入 金		655,619

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 一般会計繰入金	6 5 5, 6 1 9
9 繰越金		3 0
	1 繰越金	3 0
10 諸収入		1 0 4
	1 延滞金、加算金及び過料	3 0
	2 預金利子	1 0
	3 受託事業収入	1 0
	4 雑入	5 4
歳 入	合 計	3, 8 8 0, 3 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		54,402
	1 総務管理費	20,203
	2 徴収費	5,430
	3 介護認定審査会費	28,769
2 保険給付費		3,660,000
	1 介護サービス等諸費	3,313,228
	2 介護予防サービス等諸費	151,782
	3 その他諸費	4,032
	4 高額介護サービス等費	54,972
	5 高額医療合算介護サービス等費	11,150
	6 特定入所者介護サービス等費	124,836
3 財政安定化基金拠出金		10
	1 財政安定化基金拠出金	10
4 地域支援事業費		95,228
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	49,032
	2 包括的支援事業・任意事業	46,196

(単位：千円)

款	項	金額
5 基金積立金		1 0
	1 基金積立金	1 0
6 公債費		7 0, 0 1 0
	1 公債費	1 0
	2 財政安定化基金償還金	7 0, 0 0 0
7 諸支出金		4 4 0
	1 償還金及び還付加算金	4 4 0
8 予備費		2 0 0
	1 予備費	2 0 0
歳出	合計	3, 8 8 0, 3 0 0

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 サービス収入		13,060
	1 介護予防サービス収入	13,060
2 繰入金		10
	1 一般会計繰入金	10
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		20
	1 預金利子	10
	2 雑入	10
歳入	合計	13,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		5,780
	1 総務管理費	5,780
2 サービス事業費		7,220
	1 居宅サービス事業費	7,220
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出	合計	13,100

議案第19号

平成26年度能美市温泉事業特別会計予算

平成26年度能美市の温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000千円と定める。

平成26年2月28日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

(能美市温泉事業特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		8,550
	1 使用料	8,550
2 財産収入		10
	1 財産運用収入	10
3 繰越金		39
	1 繰越金	39
4 諸収入		1
	1 預金利子	1
歳入	合計	8,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 温泉事業費		8,590
	1 温泉事業費	8,590
2 諸支出金		10
	1 基金費	10
歳出	合計	8,600

議案第20号

平成26年度能美市農業集落排水事業特別会計予算

平成26年度能美市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ162,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

平成26年2月28日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

(能美市農業集落排水事業特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		601
	1 分担金	600
	2 負担金	1
2 使用料及び手数料		29,271
	1 使用料	29,270
	2 手数料	1
3 県支出金		40,100
	1 県補助金	40,100
4 財産収入		63
	1 財産運用収入	63
5 繰入金		35,400
	1 一般会計繰入金	34,200
	2 基金繰入金	1,200
6 繰越金		2,365
	1 繰越金	2,365
7 市債		55,100
	1 市債	55,100

(単位：千円)

款	項	金額
歳	入 合 計	1 6 2 , 9 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		105,466
	1 事業費	105,466
2 公債費		57,371
	1 公債費	57,371
3 諸支出金		63
	1 基金費	63
歳出	合計	162,900

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業債	千円 40,100	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その 融資条件により、銀行その 他の場合には、その債権者 と協定するものとする。た だし、市財政の都合により 据置期間及び償還期間を短 縮し、もしくは繰上償還又 は低利債に借換することが できる。
下水道資本費平準化債	15,000			
計	55,100			

平成26年度能美市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度能美市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 給水戸数 | 18,440戸 |
| (2) 年間総給水量 | 6,750,000m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 18,400m ³ |
| (4) 主要な建設改良工事 | |
| 1. 配水管整備事業 | |
| 2. 配水管改良事業 | |
| 3. 施設改良事業 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収入)

第1款 水道事業収益	899,500千円
第1項 営業収益	791,632千円
第2項 営業外収益	107,868千円

(支出)

第1款 水道事業費用	743,000千円
第1項 営業費用	577,933千円
第2項 営業外費用	158,675千円
第3項 特別損失	6,392千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入が資本的支出に対して不足する額481,900千円は、過年度分損益勘定留保資金469,271千円、当年度分消費税資本的収支調整額12,629千円で補填するものとする。)

(収入)

第1款	資本的収入	26,500千円
第1項	工事負担金	4,300千円
第2項	分担金	18,700千円
第3項	雑収入	3,500千円

(支出)

第1款	資本的支出	508,400千円
第1項	建設改良費	201,500千円
第2項	企業債償還金	306,900千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	当年度以降の支払義務発生予定額		限 度 額
	期 間	金 額	
新地方公営企業会計制度改正への対応支援業務	平成26年度から平成27年度まで	1,680千円	1,680千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第7条に定める経費以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

44,969千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、15,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

(事業)	(種類)	(名称)	(数量)
1. 配水管整備事業	構築物	配水管	φ75~250 L=100.0 m
2. 配水管改良事業	構築物	配水管	φ50~200 L=941.0 m
3. 施設改良事業	機械及び装置	配水施設	一式

(2) 処分する資産

(種類)	(名称)	(数量)
構築物	配水管	φ100 L= 47.5 m
構築物	配水管	φ75 L=739.5 m
構築物	配水管	φ50 L= 27.0 m

平成26年 2月28日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

平成26年度能美市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度能美市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数		11社
(2) 年間総給水量	辰口第一工業用水道	11,004,750m ³
	辰口第二工業用水道	4,720,400m ³
	根上地区工業用水道	3,814,100m ³
(3) 一日平均給水量	辰口第一工業用水道	30,150m ³
	辰口第二工業用水道	12,860m ³
	根上地区工業用水道	10,450m ³
(4) 主要な建設改良工事	辰口第一工業用水道事業施設改良事業	
	辰口第二工業用水道事業施設拡張事業	
	根上地区工業用水道事業施設拡張事業	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収入)

第1款	辰口第一工業用水道事業収益	97,800千円
第1項	営業収益	97,250千円
第2項	営業外収益	550千円
第2款	辰口第二工業用水道事業収益	153,500千円
第1項	営業収益	147,950千円
第2項	営業外収益	5,550千円
第3款	根上地区工業用水道事業収益	115,000千円
第1項	営業収益	113,730千円
第2項	営業外収益	1,270千円

(支 出)

第1款 辰口第一工業用水道事業費	95,400千円
第1項 営業費用	80,100千円
第2項 営業外費用	14,160千円
第3項 特別損失	1,140千円
第2款 辰口第二工業用水道事業費	151,900千円
第1項 営業費用	120,840千円
第2項 営業外費用	30,630千円
第3項 特別損失	430千円
第3款 根上地区工業用水道事業費	111,600千円
第1項 営業費用	86,080千円
第2項 営業外費用	25,210千円
第3項 特別損失	310千円

(資本的収入及び支出)

第4条

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額129,000千円は、過年度分損益勘定留保資金94,546千円、当年度分損益勘定留保資金23,822千円、利益積立金10,000千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額632千円で補てんするものとする。)

(収 入)

な し

(支 出)

第1款 辰口第一工業用水道事業資本的支出	40,800千円
第1項 建設改良費	12,900千円
第2項 企業債償還金	27,900千円
第2款 辰口第二工業用水道事業資本的支出	27,000千円
第1項 企業債償還金	27,000千円
第3款 根上地区工業用水道事業資本的支出	61,200千円
第1項 建設改良費	2,600千円
第2項 企業債償還金	58,600千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	当年度以降の支払義務発生予定額		限 度 額
	期 間	金 額	
新地方公営企業会計制度 改正への対応支援業務	平成26年度から 平成27年度まで	2,079千円	2,079千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりとする。

(1) 第8条に定める経費以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

22,995千円

平成26年2月28日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

議案第23号

平成26年度能美市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度能美市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	14,592戸
(2) 年間総処理水量	5,231,200m ³
(3) 一日平均処理水量	14,300m ³
(4) 主要な建設改良事業	
1. 管渠建設事業	
2. 流域下水道建設事業	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、能美市公共下水道事業基金100,000千円を充当する。

(収入)

第1款 下水道事業収益	1,586,700千円
第1項 営業収益	734,120千円
第2項 営業外収益	852,550千円
第3項 特別利益	30千円

(支出)

第1款 下水道事業費用	1,700,300千円
第1項 営業費用	1,243,070千円
第2項 営業外費用	451,690千円
第3項 特別損失	5,540千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入が資本的支出に対して不足する額400,000千円は、過年度分損益勘定留保資金393,398千円、当年度分消費税資本的収支調整額6,602千円で補填するものとする。)

(収入)

第1款	資本的収入	883,700千円
第1項	企業債	554,400千円
第2項	他会計出資金	316,000千円
第3項	補助金	11,000千円
第4項	受益者負担金	2,300千円

(支出)

第1款	資本的支出	1,283,700千円
第1項	建設改良費	97,100千円
第2項	企業債償還金	1,186,600千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	当年度以降の支払義務発生予定額		限 度 額
	期 間	金 額	
新地方公営企業会計制度 改正への対応支援業務	平成26年度から 平成27年度まで	1,575千円	1,575千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業債	15,900千円	普通貸借又は証書借入 借入時期は平成26年 度とする。ただし、工事 の進捗状況等により起債 の全部又は一部を翌年度 に繰り越して借り入れる ことができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる場合 は、当該見直し後の利 率)	政府資金については、その融資 条件により、銀行その他の場合 には、その債権者と協定するも のとする。ただし、市財政の都 合により据置期間及び償還期間 を短縮し、もしくは繰上償還又 は低利債に借換することができる。
公共下水道事業債	48,500千円			
資本費平準化債	400,000千円			
公共下水道事業債 (特別措置分)	90,000千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第9条に定める経費以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

22,968千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、82,200千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(事業)

管渠事業

(種類)

構築物

(名称)

排水管

(数量)

φ200 L=140.0m

平成26年 2月28日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

平成26年度国民健康保険能美市立病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度国民健康保険能美市立病院事業会計の予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1)病 院

一般病床 99床、療養病床 40床(うち介護療養型医療施設 12床)

入 院(年間)	41,600人	入 院(1日平均患者数)	114人
外 来(年間)	62,560人	外 来(1日平均患者数)	230人

(2)介護老人保健施設

入所定員(短期入所を含む)	74人	通所リハビリテーション定員	25人
入所者(年間)	26,640人	入所者(1日平均利用者数)	73人
通所者(年間)	5,780人	通所者(1日平均利用者数)	21人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 病院事業収益	2,083,900千円	第1款 病院事業費用	2,255,900千円
第1項 医業収益	1,762,438千円	第1項 医業費用	2,110,144千円
第2項 医業外収益	290,243千円	第2項 医業外費用	33,779千円
第3項 特別利益	31,219千円	第3項 特別損失	111,877千円
		第4項 予備費	100千円
第2款 介護老人保健施設事業収益	400,500千円	第2款 介護老人保健施設事業費用	431,700千円
第1項 営業収益	379,936千円	第1項 営業費用	401,458千円
第2項 営業外収益	19,370千円	第2項 営業外費用	15,927千円
第3項 特別利益	1,194千円	第3項 特別損失	14,315千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 病院事業資本的収入	623,997千円	第1款 病院事業資本的支出	724,278千円
第1項 企業債	442,300千円	第1項 建設改良費	494,994千円
第2項 負担金	129,068千円	第2項 企業債償還金	229,284千円
第3項 補助金	52,628千円		
第4項 寄附金	1千円		

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額100,281千円は過年度分損益勘定留保資金で補てんする。

収 入		支 出	
第2款 介護老人保健施設事業資本的収入	108,003千円	第2款 介護老人保健施設事業資本的支出	149,129千円
第1項 企業債	108,000千円	第1項 建設改良費	116,944千円
第2項 補助金	2千円	第2項 企業債償還金	32,185千円
第3項 寄附金	1千円		

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額41,126千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんする。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
(病院) 施設整備事業 医療機器整備事業	34,900千円 407,400千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し 方式で借りる場合は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その 債権者と協定するものとする。ただし、その債権者と市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えする ことができる。
(老健) 施設整備事業	108,000千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は 議会の議決を経なければならぬ。

(1)病 院	職員給与費	1, 205, 584千円	交際費	372千円
(2)介護老人保健施設	職員給与費	264, 759千円	交際費	140千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は次のとおりである。

(1)病 院	378, 000千円	救急医療の確保に要する経費	39, 567千円
		医師等の研究研修に要する経費	2, 889千円
		追加費用に要する経費	20, 965千円
		児童手当に要する経費	4, 350千円
		企業債償還利子に要する経費	17, 240千円
		高度医療器械に要する経費	64, 865千円
		企業債償還元金に要する経費	129, 068千円
		経営安定に要する経費	99, 056千円

(たな卸資産購入費の購入限度額)

第9条 たな卸資産購入費の購入限度額は次のとおりと定める。

(1)病 院	302, 740千円
(2)介護老人保健施設	14, 275千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量	備 考
器械及び備品	電子情報システム更新	一式	市立病院
	ナースコールシステム	一式	
	乳房撮影装置	一式	
	電動ベッド	一式	
	常温配膳車(トレイ含む)	一式	
	生体情報モニタ	一式	
	血液脈波測定装置	一式	
	肺機能測定装置	一式	
	尿流量測定装置	一式	
	整形外科用電動ベッド	一式	

平成26年 2月28日 提出

能美市長 酒 井 悌次郎